

居宅介護支援  
利 用 契 約 書

社会福祉法人 八康会

居宅介護支援事業所 東楽生苑

# 居 宅 介 護 支 援 契 約 書

\_\_\_\_\_  
様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人八康会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

## 第 1 条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、公平中立な立場から、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整、その他便宜の提供を図ります。

## 第 2 条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2 契約期間の満了 1 か月前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合、この契約は次の要介護認定の有効期間が満了する日まで自動更新されるものとします。

## 第 3 条（介護支援専門員等）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員等を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

## 第 4 条（居宅介護サービス計画作成等）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供
- (3) サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (4) 給付管理
- (5) 介護サービス等に関する相談・説明

## 第 5 条（居宅サービス計画の変更）

- 1 利用者及びその家族と定期的に連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更の支援等の必要な対応を行います。

## 第 6 条（要介護認定等にかかる申請の援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行うよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

## 第7条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から2年間保管します。
- 2 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

## 第8条（利用料等）

- 1 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を口座からの引き落とし（引き落とし日：20日）又は、20日までに銀行への振込か施設窓口にて現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
  - ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第 10 条（秘密保持）

- 1 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

#### 第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第 12 条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、居宅介護支援に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第 13 条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時、及び利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第 14 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

#### 第 15 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者および事業者が 1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 八康会  
(事業所名) 居宅介護支援事業所 東楽生苑  
(指定事業者番号 京都府 2 6 7 1 1 0 0 0 7 7)  
(住 所) 京都府久世郡久御山町林北畑 105 番地 久御山団地 17 棟 103 号

(代 表 者) 理事長 南 八 王 ㊞

説明者 介護支援専門員 ㊞

利用者

(住 所)

(氏 名) ㊞

代理人 (代理人を選定した場合)

(住 所)

(氏 名) ㊞